

# 平成23年海事代理士試験

## 筆記試験問題

1. 憲法
2. 民法
3. 商法
4. 国土交通省設置法
5. 船員法
6. 船員職業安定法
7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法
8. 海上運送法
9. 港湾運送事業法
10. 内航海運業法
11. 港則法
12. 海上交通安全法
13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
14. 船舶法
15. 船舶安全法
16. 船舶のトン数の測度に関する法律
17. 造船法
18. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

## 1. 憲法

1. 次の文章は日本国憲法の条文である。□□□□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。  
(5点)

- (1) 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は□□□□に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。
- (2) 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、□□□□に関する権能を有しない。
- (3) すべて国民は、法律の定めるところにより、その□□□□に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- (4) □□□□は、内閣に属する。
- (5) 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる□□□□も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

2. 日本国憲法及び判例を参照した次のア～コのうち正しいものを5つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(5点)

- ア. 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権については内閣総理大臣がこれを決定し、天皇の認証を必要とする。
- イ. 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後5年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。
- ウ. この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。
- エ. 地方公共団体の長、その議会の議員及び条例の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。
- オ. 両議院は各々その議員の資格に関する争訟を裁判することができ、議員の議席を失わせるには出席議員の3分の2以上の多数による議決が必要である。なお、この裁判について不服があっても裁判所に救済を求めることはできない。
- カ. 国会の召集、衆議院の解散及び栄典の授与は天皇が行う国事行為である。
- キ. 両議院の会議は出席議員の3分の2以上の多数で議決された場合に秘密会とすることができ、その場合、会議の傍聴及び報道は規制されるが、その会議録については公表し、且つ一般に頒布しなければならない。
- ク. 最高裁判所裁判官の定年については、法律で規定する必要がある。
- ケ. 日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子

につき、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した場合に限り日本国籍の取得を認めることによって、認知されたにとどまる子との間に生じさせている国籍取得に関する区別は、立法目的自体には合理的な根拠は認められるが、立法目的との間における合理的関連性はないと認められるため違憲である。

- コ. 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、政治犯罪及び出版に関する犯罪を除いて、対審を公開しないで行うことができる。

## 2. 民法

1. 次の文章は、民法の条文である。□□□□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。

(5点)

- (1) 地役権は、□ア□ (地役権者の土地であって、他人の土地から便益を受けるものをいう。以下同じ。) の所有権に従たるものとして、その所有権とともに移転し、又は□ア□について存する他の権利の目的となるものとする。ただし、設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- (2) □イ□ は、当事者の一方が無償で使用及び収益をした後に返還をすることを約して相手方からある物を受け取ることによって、その効力を生ずる。
- (3) 土地及びその上に存する建物が同一の所有者に属する場合において、その土地又は建物につき抵当権が設定され、その実行により所有者を異にするに至ったときは、その建物について、□ウ□ が設定されたものとみなす。この場合において、地代は、当事者の請求により、裁判所が定める。
- (4) 夫婦の一方が□エ□ に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う。ただし、第三者に対し責任を負わない旨を予告した場合は、この限りでない。
- (5) 時効は、当事者が□オ□ しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

2. 民法及び判例を参照した次のア～コのうち正しいものを5つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(5点)

- ア. 未成年後見人及び成年後見人は1人でなくてもよい。
- イ. 請負契約において、仕事の目的物に瑕疵がある場合には、注文者は、瑕疵の程度や各契約当事者の交渉態度等にかんがみ信義則に反すると認められるときを除き、請負人から瑕疵の修補に代わる損害の賠償を受けるまでは、報酬全額の支払を拒むことができ、これについて履行遅滞の責任も負わない。
- ウ. 被保佐人が保佐人の同意を得ず、所有建物を5年間賃貸する契約を締結した場合において、被保佐人が行為能力者とならない間に当該賃貸借契約を締結した相手方が保佐人に対して2カ月以内に被保佐人の当該行為を追認するか否かを確答すべき旨を催告したところ、当該保佐人が当該期間内に確答を発しないときは当該行為を追認したものとみなされる。
- エ. 不動産の賃貸借によって生じた債権を有する者は、当該不動産の賃料その他の賃貸借関係から生じた賃借人の債務に関して賃借人の不動産について先取特権を有する。
- オ. 連帯債務者の一人が弁済をするにあたっては事前及び事後に他の連帯債務者に対して通知する義務を負い、これを怠ると求償権を制限される場合があるが、保証人

も委託を受けたか否かにかかわらず、弁済をするにあたっては事前及び事後に主たる債務者に対して通知する義務を負い、これを怠ると求償権を制限される場合がある。

- カ. AがBに対して有する債権をCに譲渡し、CがBに対して確定日付のある証書により債権を譲り受けた旨通知した後、Aが当該債権をDに譲渡し、AがBに対してその旨通知した場合、DはCに対して債権譲渡を対抗できる。
- キ. 無権代理人は本人の追認を得るか又は自己の代理権を証明することが出来ない場合には相手方の選択に従って履行又は損害賠償の責任を負うが、相手方が行為の当時において無権代理人の権限のないことについて過失がある場合には、無権代理人は履行の責任を負うが、損害賠償の責任までは負わない。
- ク. AにはBとの間に子CとDがおり、またCにはEとの間に子Fがいる。この場合、AとCとが同一の海難事故で死亡し、いずれが先に死亡したか明らかでないときは、Aの遺産を相続するのはBとDである。
- ケ. 占有権は占有者が占有の意思を放棄し、又は占有物の所持を失うことによって消滅するが、占有者が占有回収の訴えを提起したときは消滅しないとされている。この占有回収の訴えは占有を奪われたことを知った時から1年以内に提起しなければならない。
- コ. 借借人が貸貸人の承諾を得ずに第三者に借借物を転貸し使用又は収益させた場合であっても貸貸人は常に契約を解除できるわけではない。

### 3. 商 法

1. 次の文章は、商法の条文である。□□□□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。  
(5点)

- (1) 傭船者又ハ荷送人ハ船長又ハ之ニ代ハル者ノ請求ニ因リ船荷証券ノ謄本ニ□□□□  
シテ之ヲ交付スルコトヲ要ス
- (2) 船長ノ□□□□ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス
- (3) 船舶ノ全部又ハ一部ヲ以テ□□□□ノ目的ト為シタルトキハ各当事者ハ相手方ノ請  
求ニ因リ□□□□書ヲ交付スルコトヲ要ス
- (4) 保険契約中ニ□□□□ヲ指定シタルトキト雖モ□□□□ノ変更ハ契約ノ効力ニ影響ヲ  
及ホサス
- (5) □□□□ノ先取特権ハ運送賃ニ付テハ其先取特権ノ生シタル航海ニ於ケル運送賃ノ  
上ニノミ存在ス

2. 法令の規定を参照した次のア～コのうち正しいものを5つ選び、その記号を解答欄に  
記入せよ。(5点)

- ア. 被用者たる船員がその職務を行うにあたり故意または過失によって他人に加えた  
損害については、船舶所有者は当該船員の選任および監督につき無過失を立証でき  
なければ、その賠償の責に任ずる。
- イ. 荷受人が留保なく運送品を受取り、かつ、運送賃その他の費用を支払った場合に  
は原則として船舶所有者の責任は消滅するが、船舶所有者が悪意である場合はもち  
ろんのこと、運送品に直ちに発見することができない毀損又は一部滅失があった場  
合で荷受人が引渡の日から2週間以内に船舶所有者に対して通知を発出したときは  
船舶所有者の責任は消滅しない。
- ウ. 内航船に係る船舶所有者は運送契約の趣旨に適合した当該航海を安全になしうる  
能力を備えた船舶を傭船者又は荷送人に提供する義務を負い、当該義務に違反した  
結果生じた損害に対しては賠償する責任を負い、特約によっても免責されない。
- エ. 共同海損が成立するためには、船舶及び積荷を危険から守る目的で船舶又は積荷  
につき故意かつ異常な処分がなされた場合でなければならない。
- オ. 全部傭船契約において運送品の一部に不可抗力による滅失が生じた場合には契約  
は当然に終了せず、船舶所有者の負担を加重しない範囲内において傭船者は他の運  
送品を船積できる。
- カ. 船長は疾病などやむを得ない事由により自ら船舶の指揮をなすことが出来ない場  
合、法令に別段の定めがある場合を除く他、代船長を選任することができるが、こ  
の場合、船長は代船長の選任および監督について船舶所有者に対して責任を負う。
- キ. 海難救助に係る救助料の請求権は救助の時から、また、共同海損の分担請求権は  
共同海損行為の終了した時から、それぞれ1年の時効で消滅する。

- ク. 船籍港外において船舶の修繕に係る費用が4分の3を超える場合には船長は管海官庁の認可を得て船舶を競売することができる。
- ケ. 救助料請求権が発生するにあたっては、船舶又は積荷の全部又は一部が海難に遭遇した場合に、義務なくしてこれを救助すれば足り、救助の成功の有無については問わない。
- コ. 旅客が一身上の不可抗力により航海をすることが出来なくなった場合には、船舶所有者は運送賃の半額を請求することができ、当該事由が発航後に生じた場合には船舶所有者の選択により運送賃の半額又は割合運送賃を請求することができる。

#### 4. 国土交通省設置法

1. 次に掲げる県を管轄する国土交通省の地方支分部局である地方運輸局の名称及び位置（都道府県名）を例にならって解答欄に記入せよ。（3点）

(例) (7) 和歌山県

番 号	(7)
名 称	近畿運輸局
位 置	大阪府

- (1) 富山県  
(2) 埼玉県  
(3) 香川県

2. 次に掲げる法令の名称を、解答欄に記入せよ。（3点）

- (1) 運輸支局の名称、位置及び管轄区域を規定する法令  
(2) 国土交通省海事局総務課に海技試験官を置くことを規定する法令  
(3) 海事事務所の名称及び位置を規定する法令

3. 次に掲げる事務を所管している国土交通省海事局と地方運輸局の内部組織の名称を、それぞれA群、B群から選び、その記号を解答欄に記入せよ。なお、語群の記号は複数回使用することができる。（4点）

- (1) 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。  
(2) モーターボート競走に関すること。  
(3) 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。  
(4) 船員の最低賃金に関すること。

**【A群】**（国土交通省海事局）

ア. 総務課                      イ. 安全基準課                      ウ. 運航労務課  
エ. 海事人材政策課              オ. 内航課                              カ. 検査測度課

**【B群】**（地方運輸局）

キ. 海事振興部又は海事部              ク. 海上安全環境部又は海事部

## 5. 船員法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 船長は、船舶が港を出入するとき、船舶が狭い水路を通過するときその他船舶に危険の虞があるときは、アにあつて自ら船舶をイしなければならない。
- (2) 懲戒は、ウ及びエの2種とし、ウの期間は、初日を含めて10日以内とし、その期間には、停泊日数のみを算入する。
- (3) 船舶所有者の負担すべき船員の送還の費用は、送還中の運送賃、オ及びカ並びに雇入契約の終了の時から遅滞なく出発する時までのオ及びカとする。
- (4) 船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、国土交通省令の定める遺族に標準報酬の月額キ箇月分に相当する額クを支払わなければならない。船員が職務上の負傷又は疾病に困り死亡したときも同様とする。
- (5) 船員法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令の定める基準により国土交通大臣の指定するケが行うこととすることができる。
- (6) 船員労務官は、船員法、労働基準法及び船員法に基づいて発する命令の違反の罪について、刑事訴訟法に規定するコの職務を行う。

2. 法令の規定を参照した次の文章のうち正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(7点)

- (1) 船舶所有者は、給料その他の報酬、失業手当、送還手当、傷病手当又は行方不明手当のうち、その2つ以上をともに支払うべき期間については、いずれか1つを支払えばよい。
- (2) 船員の給料その他の報酬は、船員労働の特殊性に基き、且つ船員の経験、能力及び職務の内容に応じて、これを定めなければならない。
- (3) 船舶所有者が妊産婦の船員に与えるべき休日は、基準労働期間について1週間当たり平均1日以上とする。
- (4) 有給休暇を与うべき時期及び場所については、船長と船員との協議による。
- (5) 船員、船員になろうとする者、船舶所有者又は船長は、船員又は船員になろうとする者の戸籍について、戸籍事務を管掌する者又はその代理者に対し無償で証明を請求することができる。
- (6) 港のみを航行する船舶に乗り組む船員には、船員法が適用される。
- (7) 船長は、自己の指揮する船舶に急迫した危険があるときは、人命の救助並びに船舶及び積荷の救助に必要な手段を尽くさなければならない。

3. 船舶所有者の一方的意思表示により雇入契約を解除することができるのはどのような

ときか。解除原因の例を3つ挙げよ。(3点)

## 6. 船員職業安定法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 無料船員職業紹介許可事業者は、国土交通大臣の許可を受けたときは、ア、日用品の販売、宿泊所の業務を行うことができる。
- (2) 船員派遣元事業主は、当該船員派遣事業を廃止したときは、当該船員派遣事業を廃止した日の翌日から起算してイ以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (3) 船員労務供給事業には、期間傭船契約による場合を除き、ウにより人を船員として他人の指揮命令を受けて労務に従事させる事業を含む。
- (4) 国土交通大臣は、船員派遣事業の許可をしようとするときは、あらかじめ、エの意見を聴かななければならない。
- (5) 船員派遣元事業主は、国土交通省令で定めるところにより、船員派遣事業を行う事業所ごとの当該船員派遣事業に係る事業報告書及び収支決算書を、毎事業年度経過後オ以内に作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

### 【語群】

- |          |              |         |            |            |
|----------|--------------|---------|------------|------------|
| 1. 酒類の販売 | 2. 3ヶ月       | 3. 派遣契約 | 4. 交通政策審議会 |            |
| 5. 1ヶ月   | 6. 船員中央労働委員会 | 7. 請負契約 | 8. 20日     |            |
| 9. 供給契約  | 10. 10日      | 11. 両替  | 12. 6ヶ月    | 13. 派遣元事業主 |
| 14. 飲食店  | 15. 2ヶ月      |         |            |            |

2. 法令の規定を参照した次の文章のうち正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船員派遣契約が船員派遣契約の解除その他の事由により終了したときは、当該船員派遣契約に係る乗組み派遣船員の雇入契約は、終了する。
- (2) 無料の船員職業紹介事業の許可を受けて、当該事業を行う者は、取扱職種の範囲等を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (3) 船員職業安定法において、派遣船員とは、船舶所有者が常時又は一定の期間を定めて雇用する船員であって、船員派遣の対象となるものをいう。
- (4) 船舶所有者は、その被用者以外の者に報酬を与えて船員の募集を行わせようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (5) 派遣先は、派遣船舶ごとの同一の業務について、船員派遣元事業主から3年を超えて継続して船員派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該船員派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない。

## 7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

1. 法令の規定の参照を含む次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 船舶職員になろうとする者は、に合格した日から1年以内に海技免許の申請をし、海技免許を受けなければならない。
- (2) 海技士の資格は、つの区分に分かれており、例えば、海技士（航海）の区分であれば、さらに一級海技士（航海）から六級海技士（航海）までの資格の別に分かれている。
- (3) 国土交通大臣は、航海の態様が特殊であることを事由として、乗組み基準によらなくてもを確保することができると認める船舶については、船舶所有者の申請により、乗組み基準によらないことを許可することができる。
- (4) 小型船舶操縦士免許原簿の登録事項及び操縦免許証の訂正申請と異なり、は、海技士免許原簿の登録事項及び海技免状の記載事項では無いため、に変更を生じたときであっても、海技士免許原簿の登録事項及び海技免状の訂正を申請する必要はない。
- (5) 国土交通大臣の登録を受けたの課程を修了した者については、国土交通省令で定めるところにより、学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。
- (6) 国土交通大臣は、申請により指定する者に、操縦試験の実施に関する特定試験事務を行わせる。この指定を受けた者をといい、日本海洋レジャー安全・振興協会が指定を受けている。
- (7) 一級海技士（）試験を受けようとする者は、第一級海上無線通信士の資格についての無線従事者の免許を有しなければならない。
- (8) 小型船舶操縦士は、操縦免許証を失くし、又はき損したときは、操縦免許証の再交付を申請することができる。この再交付のことを、操縦免許証の再交付という。
- (9) 特定操縦免許を受けようとする者は、操縦試験に合格し、かつ、小型安全講習課程を修了していなければならない。
- (10) 操縦免許証の有効期間の更新のための乗船履歴は、その有効期間が満了する日以前5年以内に小型船舶操縦者として月以上小型船舶に乗船した履歴でなければならないことに対し、海技士（航海）の資格についての海技免状の有効期間の更新のための乗船履歴は、その有効期間が満了する日以前5年以内に船長、航海士又は運航士（運航士（二号職務）を除く。）として年以上総トン数20トン以上の船舶に乗り組んだ履歴でなければならない。

2. この法律の適用に関する次のア～エのうち、正しいものを1つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(1点)

- ア. パナマ籍船であっても、この法律が適用されることがある。
- イ. 長さ3メートル未満であり、推進機関の出力が1.5キロワット未満であれば、どのような船舶であっても、この法律が適用されない。
- ウ. 河川において、ろかいのみをもって運転する舟には、この法律が適用されないが、港則法が適用される港内において、ろかいのみをもって運転する舟には、この法律が適用される。
- エ. 船舶法第1条に規定する日本船舶であっても、本邦以外の地を根拠地として専らその近傍において漁業に従事する総トン数500トン以下の漁船には、この法律は適用されない。

3. 海技免許又は操縦免許の限定に関する次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(7点)

- (1) 機関限定は、二級海技士(機関)の資格及びこれより下級の資格についての海技免許につき、機関について行う。
- (2) 船橋限定又は機関限定をした三級海技士(航海)又は三級海技士(機関)の資格についての海技免許を受けた者は、運航士以外の配乗表の船舶職員としては、乗り組むことができない。
- (3) 18歳に満たないために、限定をした操縦免許を受けた者は、総トン数5トン未満の小型船舶(小型船舶を除く。)でなければ、小型船舶操縦者として乗船することができない。
- (4) 国土交通大臣は、この法律が適用される船舶以外の船舶に乗り組んだ履歴であっても、船舶職員の職についての限定に係る乗船履歴に相当すると認めることができる。
- (5) 操縦免許を受ける者の身体の障害その他の状態に応じ、小型船舶操縦者として乗船する小型船舶の設備その他の事項についての限定は、その操縦免許を受けている者の申請により、新たに付加し、変更し、又はすることができる。この限定のことを、限定という。

4. 国土交通大臣の登録を受けた講習に関する次のア～エのうち、正しいものを1つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(1点)

- ア. 登録海技免許講習実施機関が行う機関救命講習の課程を修了した者が、六級海技士(航海)の資格についての海技免許を受けようとする場合、救命講習の課程を修了することを要しない。
- イ. 一級海技士(航海)の資格についての海技免状が効力を失った場合における海技免状の再交付を申請する者は、身体適性に関する基準を満たし、かつ、その資格に応じ人命救助その他の職務を行うに当たり必要な事項に関する知識及び能力を習得させるための講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを行う者が行う航海失

効講習の課程を、当該申請をする日以前3月以内に修了していなければならない。

ウ. 海技士（機関）の区分における最上級の資格である一級海技士（機関）の資格についての海技免状の有効期間の更新にあたっては、身体適性に関する基準を満たしたうえで、国土交通省令で定める乗船履歴を有し、かつ、登録海技免状更新講習の課程を修了していなければならない。

エ. 一級小型船舶操縦士の資格は、二級小型船舶操縦士の資格の上級であるにもかかわらず、登録操縦免許証失効再交付講習の課程は、資格の種類に応じて区分されているものではない。

5. 三級海技士（航海）試験（身体検査及び口述試験）を受けるためには、次の乗船履歴表に定める乗船履歴の一を有しなければならない。

（乗船履歴表）

船 舶	期 間	資 格	職 務
総トン数1,600トン以上の沿海区域を航行区域とする船舶	3年以上	—	船舶の運航
総トン数20トン以上の甲区域内において従業する漁船	2年以上	四 級 海 技 士 （航海）	航海士（一 等航海士を 除く。）
総トン数200トン以上の沿海区域を航行区域とする船舶	1年以上	四 級 海 技 士 （航海）	船長又は一 等航海士

今ここに、以下の経験を有する32歳の者が、三級海技士（航海）試験（身体検査及び口述試験）を受けようとするに当たり、この法律によって乗船履歴として認められるものの乗船期間を合算して、その期間を解答欄に記入せよ。なお、以下に記載された船舶及び漁船は、いずれもこの法律が適用されているものである。（1点）

- ① 15歳のときに、総トン数1,999トンの沿海区域を航行区域とする船舶に、甲板部の当直部員として、12月乗り組んだ履歴
- ② 27歳から29歳までの間に、総トン数735トンの甲区域内において従業する漁船に、4級海技士（航海）の資格についての海技免許を有する二等航海士として、1年6月乗り組んだ履歴
- ③ 31歳のときに、総トン数499トンの沿海区域を航行区域とする船舶に、四級海技士（航海）の資格についての海技免許を有する一等航海士として、5月16日午前2時から同年8月15日午前4時まで乗り組んだ履歴。

## 8. 海上運送法

法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。  
(10点)

- (1) この法律において「海上運送事業」とは、事業、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業をいう。
- (2) 一般旅客定期航路事業を営もうとする者は、ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (3) 一般旅客定期航路事業の許可を受けた者は、計画（指定区間に係るものを除く。）を定め、国土交通省令の定める手続により、までに、国土交通大臣に届け出なければならない。
- (4) 一般旅客定期航路事業者は、指定区間においては、当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき等を除いて、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする場合にあっては当該自動車航送をしてはならない。
- (5) ① 一般旅客定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日のまでに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
- ② 一般旅客定期航路事業者は、指定区間に係るその事業を休止し、又は廃止しようとするとき（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合を除く。）は、①の規定にかかわらず、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日のまでに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
- (6) 事業者は、特定の人、地域又はに対して、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えてはならない。
- (7) この法律の規定は、次に掲げる船舶のみをもって営む海上運送事業には、適用しない。ただし、をする事業であって、②に掲げる舟のみをもって営むもの以外のものについては、この限りではない。
- ① 総トン数の船舶
- ② ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟
- (8) この法律の規定は、もっぱら湖、沼又は河川において営むの事業に準用する。この場合において(7)中「総トン数の船舶」とあるのは「総トン数の船舶」と読み替えるものとする。

## 9. 港湾運送事業法

1. 法令の規定を参照した次の文章のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 港湾運送事業法上の「港湾」の水域は、政令で定めるものを除くほか、港湾法に基づく港の区域をいう。
- (2) 検量事業とは、船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の容積又は重量の計算又は受渡の証明を行う事業をいう。
- (3) 港湾運送事業の許可を取り消された者は、その取消の日から5年を経過しなければ、新たに港湾運送事業の許可を受けることができない。
- (4) 港湾運送事業者は、他の港湾運送事業者から引き受けた港湾運送について、少なくとも当該月中に引き受けた港湾運送の70%以上の貨物量を自ら行わなければならない。
- (5) 港湾運送事業者は、事業計画に記載した引船の馬力数の変更を行おうとする場合、当該事業計画を変更しなければならないが、当該変更は国土交通大臣の認可を受ける必要は無く、遅滞なく届け出ればよい。

2. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 国土交通大臣は、アの救助その他公共の安全の維持のため必要な港湾運送であり、且つ、自発的に当該業務を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、港湾運送事業者を指定して貨物の取扱又は運送等を命ずることができる。
- (2) 港湾運送事業者は、イ並びに港湾運送約款を営業所において利用者の見やすいように掲示しなければならない。
- (3) 港湾運送事業者は、そのウを他人に港湾運送事業のため利用させてはならない。
- (4) 港湾運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合の外、エに定めるところに従い、その業務を行わなければならない。
- (5) 一般港湾運送事業者は、その責に帰すべからざる事由により貨物の引渡をすることができないときは、オの費用をもつてこれを倉庫業者に寄託することができる。

### 【語群】

- |         |          |        |           |               |
|---------|----------|--------|-----------|---------------|
| 1. 人命   | 2. 荷役機械  | 3. 荷送人 | 4. 災害     | 5. 氏名又は名称及び住所 |
| 6. 資金計画 | 7. 港湾管理者 | 8. 名義  | 9. 運賃及び料金 | 10. 荷受人       |
| 11. 免許  | 12. 事業計画 | 13. 海難 | 14. 許可書   | 15. 実施計画      |

## 10. 内航海運業法

法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。  
(10点)

- (1) この法律は、のな運営を確保することにより、輸送の安全を確保するとともに、内航海運業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。
- (2) 総トン数又は長さの船舶による内航海運業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。
- (3) 国土交通大臣は、登録の申請があった場合において、申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日からを経過しない者であるときや、申請者が申請前以内に内航海運業に関し不正な行為をした者であるとき等には、その登録を拒否しなければならない。
- (4) 内航海運業者（船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。）は、不特定多数の荷主に係る物品の運送に従事するものとして国土交通省令で定める船舶によりをする事業を行おうとするときは、当該をする事業に関し、を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (5) 内航海運業者（船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。）は、安全統括管理者又はを選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (6) 事業譲渡、相続、合併等により内航海運業者の地位を承継した者は、その承継の日からに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (7) 内航海運業者は、その所有する船舶で当該事業の用に供するものに、その氏名、又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。
- (8) 国土交通大臣は、内航海運業者がこの法律の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分又は登録若しくは変更登録に付した条件に違反したときや事業に関し不正な行為をしたとき等には、において期間を定めて当該内航海運業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該内航海運業の登録を取り消すことができる。

## 1 1. 港則法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、内に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。  
(5点)

- (1) 特定港のけい留施設のアは、当該けい留施設を船舶のけい留の用に供するときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨をイ港長に届け出なければならない。
- (2) 特定港内においてウを船舶から水上に卸そうとする者及び特定港内においてエをけい留し、又は運行しようとする者は、港長の許可を受けなければならない。
- (3) 小型船が、小型船及び雑種船以外の船舶の進路を避けなければならない船舶交通が著しく混雑する特定港は、京浜港、名古屋港、オ、阪神港、関門港の5港である。

2. 次の選択肢の中から、特定港を5つ選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

### 【選択肢】

①網走港(北海道)	②稚内港(北海道)	③気仙沼港(宮城県)
④木更津港(千葉県)	⑤姫川港(新潟県)	⑥熱海港(静岡県)
⑦衣浦港(愛知県)	⑧鳥羽港(三重県)	⑨明石港(兵庫県)
⑩米子港(鳥取県)	⑪松江港(島根県)	⑫水島港(岡山県)
⑬山口港(山口県)	⑭丸亀港(香川県)	⑮宇和島港(愛媛県)
⑯島原港(長崎県)	⑰八代港(熊本県)	⑱宮崎港(宮崎県)
⑲金武中城港(沖縄県)	⑳石垣港(沖縄県)	

## 12. 海上交通安全法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、内に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) この法律は、船舶交通がする海域における船舶交通について、特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行なうことにより、船舶交通のを図ることを目的とする。
- (2) 巨大船とは、長さメートル以上の船舶をいう。
- (3) 航路又はその周辺海域で工事又は作業をしようとする者は、の許可を受けなければならない。ただし、通常行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

2. 法令の規定を参照した次の文章の下線部について、正しい場合は解答欄に○を、誤っている場合は正しい語句又は数字を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 現在、海上交通安全法の航路において追越し禁止の規定がある航路は、浦賀水道航路である。
- (2) 来島海峡航路を航行しようとする長さ160メートル以上の船舶の船長は、航路を航行しようとする前日正午までに船舶の名称等を来島海峡海上交通センターの長に通報しなければならない。
- (3) ばら積みの引火性液体類を積載している総トン数500トン以上の船舶は、危険物積載船である。
- (4) 緊急用務を行う船舶の緊急用務として、政令において海難の救助等、7号にわたって定められている。
- (5) 航路又はその周辺海域で工事等をしようとする場合であっても許可を要しない行為として、国土交通省令では、5つの行為が定められている。

### 13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

1. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群の中から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は、あらかじめ国土交通省令で定めるところにより、その旨をに届け出なければならない。
- (2) 廃棄物の排出に常用する船舶として登録した船舶の登録事項に変更があったとき、又は廃棄物の排出に常用しなくなったときは、当該船舶の船舶所有者は、遅滞なく、その旨をに届け出なければならない。
- (3) 海洋施設を設置しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、に届け出なければならない。
- (4) 船長は、油記録簿をその最後の記載をした日から年間船舶内に保存しなければならない。
- (5) この法律の規定は、による海洋汚染等及びその防止については、適用しない。

#### 【語群】

- |  |  |  |
|--|--|--|
| (ア) 1. 国土交通大臣<br>2. 環境大臣<br>3. 海上保安庁長官 | (イ) 1. 国土交通大臣<br>2. 海上保安庁長官<br>3. 地方運輸局長 | (ウ) 1. 国土交通大臣<br>2. 海上保安庁長官<br>3. 地方運輸局長 |
| (エ) 1. 二<br>2. 三<br>3. 五               | (オ) 1. オゾン層破壊物質<br>2. 大気汚染物質<br>3. 放射性物質 |  |

2. 法令の規定を参照した次の文章のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 原動機製作者等は、当該原動機が船舶に設置される前に、当該原動機からの窒素酸化物の放出量が放出基準に適合するものであることについて、環境大臣の行う確認を受けなければならない。
- (2) 海洋汚染等防止証書の有効期間は、三年(平水区域を航行区域とする船舶であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定める期間)である。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。
- (3) 海洋施設において、当該海洋施設内にある者の日常生活に伴い生ずる不要な油は焼却してはならない。
- (4) この法律において、有害液体物質等とは有害液体物質及び未査定液体物質をいう。

- (5) 海洋施設から政令で定める基準に適合する水底土砂や廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)において海洋を投入処分の場所とすることができるように定めた廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の海洋施設への積み込み前(当該廃棄物が当該海洋施設内において生じたものであるときは、その排出前)に、その排出に関する計画が当該廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、環境大臣の確認を受けなければならない。

## 14. 船舶法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 船舶の総トン数の測度の申請はを管轄する管海官庁に対し行わなければならない。
- (2) は、有効期間満了前であってもに到着した時は効力を失う。
- (3) 日本船舶のうち、総トン数の船舶は申請により信号符字を点附することができる。
- (4) 船舶の総トン数の測度の申請があった場合、管海官庁は必要に応じて、申請書の他、、、進水の年月及び船舶の原名を証する書面や各甲板平面図等の図面を提出させることができる。
- (5) 英語を併記した船舶国籍証書の交付手数料は円である。(電子申請の場合を除く。)
- (6) 官吏を欺き、船舶原簿に不実の登録をさせた場合は、2月以上以下の懲役に処する。
- (7) 日本の法令により設立された法人のうち会社以外の法人で、代表者のが日本国民であるものの所有する船舶は日本船舶である。
- (8) 船名は、船首の及び船尾の見やすき場所に10cm以上の大きさで標示しなければならない。

2. 法令の規定を参照した次の文章のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 如何なる場合であっても、船舶国籍証書の記載事項に変更があった場合は、船舶国籍証書の書換の申請を行うまで、当該船舶を航行させてはならない。
- (2) 日本で取得した船舶に対しては、仮船舶国籍証書は交付されない。
- (3) 船舶国籍証書の記載事項の変更による当該証書の書換の申請は、変更の登録の申請と同時にしなければならない。
- (4) 総トン数100トン以上の鋼製船舶にあっては、船舶国籍証書の交付を受けた日又は前回検認を受けた日より4年を経過する日までに船舶国籍証書の検認を受けなければならない。
- (5) 船舶国籍証書を毀損した時は2週間以内に再交付を申請しなければならない。
- (6) 船舶に標示すべき事項に変更が生じたときは、2週間以内に標示を改めなければならない。
- (7) 船籍港は市町村(東京都特別区にあっては区)の名称による。
- (8) 電子申請の場合を除き、新規、変更及び抹消登録にかかる手数料は、手数料額に相当する収入印紙を登録手数料納付書に貼用して納めなければならない。
- (9) 行政区画の変更により登録された船籍港の名称に変更があった場合は、2週間以

- 内に変更登録及び船舶国籍証書の書換の申請をしなければならない。
- (10) 管海官庁の事務は、外国にあっては関東運輸局長が行う。

## 15. 船舶安全法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 日本船舶ハ本法ニ依リ其ノヲ保持シ且人命ノ安全ヲ保持スルニ必要ナル施設ヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ
- (2) 船舶を日本船舶として初めて航海の用に供するときの検査は国土交通大臣が特に定める場合を除き船舶のを管轄するが行う。
- (3) 小型船舶とは、総トン数トン未満のものをいう。
- (4) 最大とう載人員に関する規定の適用については、1歳未満の者は算入しないものとし、国際航海に従事しない船舶に限り1歳以上12歳未満の者人をもつて人に換算するものとする。
- (5) 平水区域のみを航行する船舶であつて旅客船、危険物ばら積船及び特殊船以外の船舶はを受けることを要しない。
- (6) ととの間に行う簡易な検査で、船体、機関、排水設備等について船体を上架することを必要としないで行う検査や救命・消防設備、航海用具、危険物等の積付け設備、及び無線電信等について行う検査をという。

### 【語群】

① 定期検査	② 20	③ 第1種中間検査	④ 船名
⑤ 2	⑥ 3	⑦ 製造検査	⑧ 船籍地
⑨ 第2種中間検査	⑩ 登録検査機関	⑪ 1	⑫ 30
⑬ 復原性	⑭ 所在地	⑮ 管海官庁	⑯ 第3種中間検査
⑰ 12	⑱ 満載吃水線	⑲ 200	⑳ 堪航性

2. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 整備認定事業場において、に従い整備されたことを確認した物件についてはその後日以内に行う定期検査又は中間検査において当該確認に係る事項が省略される。
- (2) 船舶検査証書に記載される最大とう載人員は、漁船にあつては船員及びとする。
- (3) 船舶検査証書に記載される航行区域は平水区域、沿海区域、又はの4種とする。
- (4) 小型船舶を除き、管海官庁は最初の定期検査に合格した船舶に対し及び船舶検査証書を交付しなければならない。

- (5) 国土交通大臣の登録を受けた船級協会の検査を受け、船級の登録をした船舶が受有した船舶検査証書は、その船舶が登録を抹消されたとき又は「キ」となったときは、その有効期間を満了する。
- (6) 船舶検査証書の有効期間は、「ク」の日から定期検査に合格した日から起算して5年を経過する日までの間とする。
- (7) 国際航海に従事する高速船以外の船舶であって船舶検査証書の有効期間が満了する際に航海中となる船舶は、航海を開始する港から最終の到着港までの距離が1,000海里を超えない場合を除き、「ケ」を超えない範囲で当該船舶検査証書の有効期間を延長することができる。
- (8) 「コ」とは漁船以外の小型船舶のうち、漁ろうにも従事するものであって、漁ろうと漁ろう以外のことを同時にしないものをいう。

## 16. 船舶のトン数の測度に関する法律

1. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。  
(4点)

- (1) アは、船舶の航行の安全を確保することができる限度内における貨物等のイを表すための指標として用いられる指標とする。
- (2) ウは、旅客又は貨物の運送の用に供する場所とされるエの場所の大きさを表すための指標として用いられる指標とする。

2. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(6点)

船舶所有者は、次に掲げる場合には、その事実を知った日からア以内に、国際トン数証書を国土交通大臣に返還しなければならない。ただし、国際トン数証書を返還することができない場合において国土交通大臣にその旨を届け出たときは、この限りでない。

- 一 船舶が滅失し、沈没し、又はイされたとき。
- 二 船舶が日本の国籍をウしたとき。
- 三 船舶の存否がエ不明になったとき。
- 四 船舶がオに従事する船舶でなくなったとき。
- 五 船舶が長さカ以上の船舶でなくなったとき。

### 【語群】

- |                   |            |            |         |             |
|-------------------|------------|------------|---------|-------------|
| 1. 解撤             | 2. 五十メートル  | 3. 国際航海    | 4. 六箇月間 | 5. 取得       |
| 6. 船舶外            | 7. 十五メートル  | 8. 喪失      | 9. 二十日間 | 10. 有用      |
| 11. 抹消            | 12. 国際航路   | 13. 二週間    | 14. 船舶内 | 15. 三箇月間    |
| 16. 破壊            | 17. 一年間    | 18. 十二メートル | 19. 売却  | 20. 二十四メートル |
| 21. 遠洋区域又は近海区域の航海 | 22. 三十メートル |            |         |             |

## 17. 造船法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 鋼製の船舶の製造の事業を営んでいる者であって、長さ以上の鋼製の船舶の製造をすることができる造船台を備える船舶の製造の施設を所有し、又は借り受けている者は、生産状況報告書を年2回、を年1回、期日までに提出しなければならない。ただしにあつては、前回提出時の報告書記載事項に変更がない場合は、この限りではない。
- (2) 総トン数1万トンの鋼製の船舶の修繕をすることができる造船台を備える船舶の修繕の施設を新たに設置する許可を受けた者が、その許可に係る工事を完了したときは、その日から以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (3) 受熱面積平方メートル以上の船舶用ボイラーの製造をする事業を営む者が、その事業を休止したときは、以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2. 次の(1)から(5)の事例のうち、造船法に基づく許可が必要なものには○を、許可が必要でないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 平均潮高時における陸上耐圧部の長さが40メートルの、船舶の製造に必要な造船台を新設しようとするとき。
- (2) 船舶の修繕に必要なドックのきよ底平たん部の長さを50メートルから60メートルに拡張しようとするとき。
- (3) 総トン数500トン未満の鋼製の船舶の製造をすることができる引揚船台を備える船舶の製造の施設を借り受けようとするとき。
- (4) きよ底平たん部の長さが50メートルの、船舶の製造に必要なドックを増設しようとするとき。
- (5) 長さ85メートル以上の鋼製の船舶の修繕をすることができる造船台を備える船舶の修繕の施設を新設しようとするとき。

## 18. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に定める、国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な措置について、次の文章中の□に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る□ア□(当該国際航海日本船舶に係る□イ□装置等の設置に関する事項、□ウ□措置の実施に関する事項、船舶保安統括者の選任に関する事項、□エ□の選任に関する事項、□オ□の実施に関する事項及び□カ□の備付けに関する事項その他の当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める事項について記載した規程をいう。)を定め、国土交通省令で定めるところにより、これを当該国際航海日本船舶内に備え置かなければならない。
- (2) □イ□装置は、船舶に対する危害行為が発生した場合に、速やかにその旨を□キ□に伝達する機能を有する装置である。
- (3) 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶を初めて国際航海に従事させようとするときは、当該国際航海日本船舶に係る□イ□装置等の設置に関する事項、□ウ□措置の実施に関する事項、船舶保安統括者の選任に関する事項、□エ□の選任に関する事項、□オ□の実施に関する事項及び□カ□の備付け並びに□ア□の備置き及びその適確な実施について国土交通大臣の行う□ク□を受けなければならない。
- (4) 国際航海日本船舶は、有効な□ケ□又は臨時□ケ□の交付を受けているものでなければ、□コ□に従事させてはならない。